

市有地除草業務仕様書（清田区・南区）

札幌市が受託者に委託する管財部所管の市有地除草業務(以下「業務」という。)の仕様を以下のとおり定める。

1 業務の目的

本業務は、管財部が所管する札幌市所有地の環境整備のため除草等を実施し、財産の適正管理を図ることを目的とする。

2 業務の仕様

- (1) 雑草・植物類は、**草丈5センチメートル以内に刈り取り**、刈草は搬出するものとし、適正に処理すること。
- (2) 作業箇所内に塵芥等があった場合は、収集して適正に処理すること（刈払機の使用、片付け・処理に伴うものを含む。）。
- (3) 単管柵及び木柵が設置してある施工地については、柵は市有地の内側に設置されていることから、**境界線付近の刈り残しの無いように配慮すること。**
- (4) 全ての施工地において、施工前、施工後の草高の写真を添付すること。なお、広大な施工地や複数の土地がまとまっている場合は別添1を参考に撮影箇所を選定すること。
- (5) 不法投棄を発見した場合は、すみやかに管財課へ報告すること。
- (6) 特定外来生物（植物）を発見した場合は、すみやかに管財課へ連絡し、種類が特定できる写真及び分布状況がわかる図面を作成して、報告すること。

なお、特定外来生物の見分け方については「特定外来生物ハンドブックー植物編」や環境省ホームページを参照すること。すでに札幌市内ではオオハンゴンソウ、オオキンケイギク、オオフサモの3種類が確認されている。

3 除草施工予定箇所

別添2のとおり

4 履行期間

契約締結日から令和3年10月31日までとする。

5 除草施工回数

2回

1回目作業期間：契約締結日から令和3年7月31日まで

2回目作業期間：令和3年9月1日から令和3年10月31日まで

6 業務計画及び実施状況

受託者は、各回の業務の実施にあたり、各地区担当者と事前に作業日程について協議し、作業日程予定表（別添3）に作業担当者の連絡先を記載の上、提出すること。

7 安全管理等

受託者は、刈払機を使用する際に作業区域内に安全施設を設置し、小石などの飛散防止対策を講ずること。

また、地元住民等に迷惑を及ぼすことのないよう十分注意し、万一、苦情や要望等があった場合は速やかに管財課へ報告し、その指示に従うこと。

8 環境への配慮

本業務においては、札幌市の環境方針（平成27年9月1日）に基づき、環境に与える負荷を低減するように努めること。

9 再委託等の禁止

業務の全部若しくは一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

ただし、役務の性質上特にやむをえないと本市が認めた場合は、この限りではない。

10 完了報告

各回の業務が完了した場合は、以下の書類を添付して業務完了届を提出すること。

提出書類

- ・ 施工箇所リスト（作業実施日を記載すること）
- ・ 現場位置図（両面印刷のもの）
- ・ 施工前写真
- ・ 施工後写真